

「自由にものを言いたい!」「監視されたくない!」「わたしたちは犯罪者?」

大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす 「もの言う」自由を守る会 2周年総会

2018. 5. 26 於：大垣市スイトピアセンター



第1部 総会 13:45 ~ 14:30

開会あいさつ 共同代表
弁護団あいさつ
原告 あいさつ
活動報告
活動方針
今年度の取り組み
予算案
役員 の提案と紹介
質疑
報告・方針・予算・役員 の確認
閉会あいさつ 共同代表

第2部 記念講演 14:45 ~ 16:30

名古屋白龍 でっち上げ「暴行」事件、無罪!

～警察による住民運動への干渉・弾圧を許さない～

講師：塚田聡子弁護士（名古屋共同法律事務所）

特別発言：奥田恭正さん（名古屋白龍 住環境を守る会 代表）

大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす「もの言う」自由を守る会 2周年総会議案書

<はじめに>

日本の警備公安警察について関心をもとう

共同代表 横山文夫

皆さんお元気ですか。「もの言う自由を守る会」に関係するようになり、私は最近事務所の書棚に長い間積んであった2冊の本を読みました。

一冊目は、日弁連の「検証日本の警察」（日本評論社、1995年発刊）です。

「日本の警察は全体として政治警察的に活動しているといっても過言ではない。現に、警察官の40%弱を占める外勤の警察官（地域警察）は「警備情報収集の重要な担い手」とされ、立ち番、見張り、パトロール、巡回連絡などあらゆる勤務のなかで警備情報収集するように任務づけられている。

公安警察が全警察を支配できる理由は、1つには警備・公安警察が「国の公安に係る警察運営」等の理由で国家公安委員会の直接の管理下におかれていることである（警察法）。つまり、刑事警察を中心とする市民警察が地方公安委員会の管理下にあつて地方公務員であるのに対し（但し警視正以上の幹部は国家公務員）、警備・公安担当の警察官は、地方公務員として給料は各都道府県から支払われているにもかかわらず、その活動費は国から支払われているという複雑な制度になっている。この金は、警察庁から直接各都道府県警備部長ないしは警備課長に渡され、これについては、各地方公安委員会や地方自治体議会はもとより警察本部長にすら一切知らされていない仕組みになっている。このような仕組みによって警備・公安警察は、警察庁の直接の指揮下に入り、警察庁を通じて地方警察を動かしているのである。

2つには、財政面から裏付けられる。警備警察の活動は前記のように国庫支弁金として全部国庫負担となっている。「市民警察」の人件費をはじめとする財政は各都道府県が負担しているのに対して、警備警察は国庫からくる金が出るため、資金が潤沢であり、その一部は「市民警察」活動の方に回され、それを通じて影響力を行使できるようになっている。

このような警備公安警察のルーツは何だろうか、と私は考えました。そして偶々やはり本棚にあった2冊目の練山博氏の「スパイ告発」（光陽出版社、2000年発刊）に出会いました。

「治安維持法は1945年10月15日に廃止され、そのころ約3000人の政治犯が釈放されました。弾圧の尖兵となった特高警察は解体されました。本来であれば、戦後の新しい民主化措置のなかで、スパイなどといういまわしい秘密警察は日本から姿を消すはずのものでした。

しかし、戦後の日本はそうなりません。治安維持法は廃止されたものの、この悪法を実際に運用した特高警察や思想検事の責任追求はきわめて不十分でした。特高警察官で公職追放されたものは全国で319人とどまっています。

思想検事の一部は追放されましたが、短期間のうちに追放解除となりました。公職追放が解除されるや、一部の特高警察官はアメリカ占領軍のスパイとして活用され、追放された思想検事も、やがて日本政府によって重用されるようになりました。」

「世界に悪名を馳せた「トクコウ」の伝統が戦後の日本の警察に引き継がれたのは、こういう歴史的な背景によるものでした。」

これらの指摘はいずれも約20年前のものです。現在日本の警備公安警察は、憲法9条に違反する集団的自衛権を容認する安保法制と、広範な市民や団体のあらゆる分野の活動を監視し、弾圧しようとする共謀罪の下で、どのように変質しつつあるのか。私たちは現在の日本の警備公安警察の実態についても関心を持ち、その批判と変革について語り合ひましょう。

1. 2017年度活動報告

(1) 裁判の経過

昨年の総会以降、裁判の期日は、第2回口頭弁論から第6回口頭弁論まで、5回開かれました。この間の裁判では、被告岐阜県が、具体的な事実についての認識を明らかにしないという不誠実な対応をしていることから、そのことを厳しく批判するとともに、抽象的な被告岐阜県の主張に対してもしっかりと反論をしてきました。

そして、2018年1月、国及び岐阜県を被告とし、警察庁や岐阜県警察が違法に収集して保管している原告4名の情報を削除するよう求める裁判を、新たに岐阜地方裁判所に提起しました。これまでは、岐阜県警察が、原告4名の情報を違法に収集・保管し、そのうえシーテック社に提供したことについての慰謝料請求だけしかしていませんでした。しかし、これでは違法に収集された原告4名の情報は警察庁や岐阜県警察に保管され続けることになり、違法状態は何ら解消しません。そこで、今般、その情報の削除を求める裁判を新たに提起しました。

今後は、国も含め、公安警察の違法な実態を明らかにしていくこととなります。

(2) 活動の経過

昨年4月22日に行われた総会は、国会に「共謀罪」が上程され、全国で反対運動が巻き起こっているさなかに行われ、山田秀樹弁護士団長が「大垣警察市民監視事件から見える共謀罪の現実」と題して記念講演を行いました。6月15日には権力に反対する市民への監視の強化・拡大の根拠とすることなどを目的に「共謀罪」が強行採決されましたが、「共謀罪」を発動させない、廃止に追い込む闘いは続いています。

安倍政権は明文改憲をもくろんでいるのみならず、日々、憲法を壊しています。9条(平和主義)だけではありません。国会での虚偽答弁、文書の隠蔽・改ざん、マスコミへの圧力など、民主主義(国民主権)の根本を壊す政治を横行させています。だからこそ、「もの言う」自由への公権力の介入・干渉を許さない、住民運動・市民運動への弾圧を許さない私たちの闘いの重要性が増しています。

この訴訟の勝利をめざすことは、同時に多くの「もの言う」人々との連携・連帯である、という観点から、講演会や学習会への原告・弁護士団の派遣、傍聴参加の働きかけ、署名やカンパのお願い、会員への勧誘を行ってきました。

※「もの言う」自由を守る会一年の主な活動(スライド参照)

◎各地での集会などに参加

2017.5.9 院内集会、2017.5.18 日弁連集会をはじめ100回を超える県内外の大小の集会などに参加をしました。

◎口頭弁論と報告集会

2017.5.17 第二回口頭弁論から 2018.4.16 第六回口頭弁論・抹消請求第一回口頭弁論と報告集会に、毎回100人を超える支援者に駆けつけていただきました。

◎映画「スノーデン」上映会を実施

14回の試写会に約150名が参加。2017.8.5に行われた上映会には240名の方が来場、延400名近くの方に観ていただきました。2017.10.5日弁連人権大会に原告がビデオメッセージで参加しました。

◎各弁護士会で本事件が取り上げられました。

2018年に入ってから、日弁連をはじめ各都県弁護士会などの学習会やシンポジウムに参加しました。

◎2・16 院内集会

今年2月16日には共謀罪 NO！実行委員会の協賛を受けて「警察による市民運動潰しの監視・介入干渉を許さない」院内集会と国会前集会を行いました。岐阜からはバスをチャーターして参加しました。総勢 100 名の参加でこの事件に対する関心の深さがうかがわれました。また、本日の記念講演にお招きした奥田さんも参加し発言をいただきました。

◎日弁連学習会

院内集会が行われた夜には、日弁連主催の学習会が行われ、原告の船田さんがパネリストとして参加しました。

◎署名活動

署名総数 5105筆（3251筆7月に提出済み）

2、2018 年度活動方針

- (1) 裁判情勢や、各地での取り組みなどの情報を発信する。
- (2) ニュースを発行し、ウェブサイトを運営する。
- (3) 裁判傍聴を組織する。
- (4) 「個人会員」「団体会員」の拡大を進める
- (5) 宣伝、署名、カンパ活動に取り組む。
- (6) 裁判をとおして学習を深め、理論を構築して運動を発展させる。
- (7) 他の争議団などとの協同を進める。
- (8) その他、裁判闘争の強化のための活動を行う。特に傍聴に来られた方に満足して帰ってもらうために学習会などの内容などを工夫する。

3、役員案

共同代表	稲葉当意	横山文夫
事務局長	小倉文雄	
事務局	浅野進、中川敦詞、成瀬浩司、古川斎、細見正	
原告	近藤ゆり子、船田伸子、松島勢至、三輪唯夫	
弁護団代表	岡本浩明	

4、会計報告

2017 会計報告(2017.4.1～2018.3.31)		2018 予算案(2018.4.1～2019.3.31)	
【収入の部】		【収入の部】	
繰越金	798,523	繰越金	234,724
会費	315,000	会費	500,000
カンパ	1,493,059	カンパ	900,000
基本資料集売上	20,000	基本資料集売上	10,000
利息	9		
	2,626,591		1,644,724
【支出の部】		【支出の部】	
ニュース印刷代	50,836	ニュース印刷代	50,000
チラシ,その他印刷代	139,584	チラシ,その他印刷代	100,000
会員への発送費	226,294	会員への発送費	250,000
その他通信費、発送費	38,974	その他通信費、発送費	50,000
活動行動費	324,300	活動行動費	300,000
口頭弁論経費	49,828	口頭弁論経費	50,000
総会経費	11,110	総会経費	50,000
事務費	50,941	事務費	50,000
弁護団会計へ	1,500,000	弁護団会計へ	500,000
繰越金	234,724	繰越金	244,724
	2,626,591		1,644,724

院内集会特別会計

【収入の部】		【支出の部】	
カンパ	91,500	バス代等	277,060
参加費	95,000		
会からの補助	90,560		
計	277,060		277,060